

# 仕 様 書

鹿児島地方法務局会計課用度係

## 1 件名

令和 8 年度宅配物運送請負契約

## 2 発送予定数量

年間発送予定数量は、別表 1 のとおりである。

ただし、契約期間における実績がこの予定数量と異なった場合でも、受託者は異議を述べることはできない。

## 3 集荷場所

別表 2 のとおり

## 4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 5 業務内容

(1) 送り状の作成委託者は、受託者に対し、次の内容が記載され、又は記載することができる送り状を必要な数量作成し、各集荷場所に提出するよう求めることができる。

- ア 荷送人の名称、住所及び電話番号（あらかじめ印字しておくこと）
- イ 荷受人の氏名又は名称並びに住所及びその電話番号
- ウ 宅配物の品名（宅配物の取扱いに関する特段の事項の記載も含む。）
- エ 受託者の名称、住所及び電話番号
- オ 宅配物受取日
- カ 宅配物引渡日（特定の日時に荷受人が使用する宅配物の運送を受託者が引き受けたときは、その使用目的及び宅配物引渡日時）
- キ 重量又は容積の区分
- ク 運賃その他運送に関する費用の額
- ケ 問合せ窓口電話番号
- コ その他宅配物の運送に関し必要な事項

(2) 宅配物の引受け

ア 別表2の1を集荷場所とする。受託者は、原則として毎週金曜日（集荷日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日である場合には、その前開庁日）の午後2時00分から午後5時00分までの間において、委託者と受託者の間で取り決めた時間又は時間帯に引受けのため来庁することとする。

ただし、委託者と受託者の間で協議の上、集荷する曜日は変更できるものとする。

なお、上記の集荷日以外においても、委託者から連絡を受けた場合には、受託者は宅配物の引受けのために来庁しなければならない。ただし、委託者は集荷を希望する場合には、希望日の前日の午後5時00分までに適宜の方法により連絡するものとする。

イ 別表2の1以外の場所を集荷場所とするものについて、受託者は、発送人からの連絡を受けた上で、宅配物の引受けのために来庁するものとする。

### （3）宅配物の引渡し

ア 受託者は、送り状に宅配物引渡予定日の記載がある場合、記載の日までに宅配物を引き渡さなければならない。ただし、交通事情等により、宅配物引渡予定日に遅れる旨を委託者に事前連絡した場合には、この限りでない。

イ 前項にかかわらず、委託者が送り状に宅配物の使用目的及び宅配物の引渡し日時を記載してその送達を委託した場合、受託者は、その送り状に記載した引渡し日時までに引き渡さなければならない。

ウ 受託者は、送り状に宅配物引渡予定日の記載がない場合、乙の約款の定めにより算出して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が離島、山間部等にあるときは、受取日から相当の日数を経過した日）までに宅配物を引き渡さなければならない。

### （4）宅配料金の請求

ア 受託者は契約締結の際に、運送単価の一覧表を提出するものとする。

イ 宅配業務は、原則として、別表2に掲げる庁を発送人とし、同庁を集荷地とする料金発送人払いとする。受託者は、当月分の各集荷場所への請求書（一月ごとの運送数量に運送単価を乗じた金額を記載したもの）を取りまとめ、翌月に委託者の指定する場所に送付することとする。

ウ 島しょ地域に関する料金については、受託者の約款によるものとする。

ただし、別表2の1、6及び7を発送地とする鹿児島県内の宅配業務に関しては島しょ料金は発生しないこととする。

エ 別表1の規格を超える各種割増料金については、受託者の約款によるものとし、受託者は契約時に当該料金の一覧表を提出するものとする。

オ 委託者が受託者のオプションサービス又はメール便等を利用したときは、受託者は、約款によるオプションサービス等の利用料金を請求することができる。

なお、受託者は委託者から当該料金表の提出を求められた際には、これに応じるものとする。

## 6 その他

- (1) 受託した宅配業務については、常に善良な管理者の注意をもって、管理しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者に対して、本仕様書の必要範囲を超えての請負業務を請け負わせてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は現場において不明な点は、鹿児島地方法務局会計課職員と緊密な連絡を取り、協議の上定める。

### 年間発送予定数量

## 別表 1

区分		1			2			3			4			5			6								
着地帯		鹿児島			川内			九州			沖縄			四国			中国								
着地県名		県内全域 (甑島を除く)			甑島			熊本 宮崎 福岡 佐賀 長崎 大分			全域			徳島 香川 愛媛 高知			鳥取 島根 岡山 広島 山口								
		予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計						
サイズ	重量	2kg以下	357		1			1			1			1			1								
		5kg以下	1		1			1			1			1			1								
60	5kg以下	253			14			2			1			1			1								
	10kg以下	6			1			1			1			1			1								
80	10kg以下	544			4			1			1			1			1								
	15kg以下	1			1			1			1			1			1								
100	15kg以下	14			1			1			1			1			1								
	20kg以下	17			1			1			1			1			1								
120	20kg以下	47			1			1			1			1			1								
	25kg以下	1			1			1			1			1			1								
140	25kg以下	3			1			1			1			1			1								
	30kg以下	2			1			1			1			1			1								
160	25kg以下	2			1			1			1			1			1								
	30kg以下	1			1			1			1			1			1								
170	25kg以下	2			1			1			1			1			1								
	30kg以下	1			1			1			1			1			1								
区分		7			8			9			10			11			12								
着地帯		関西			中部			北陸			信越			関東			南東北								
着地県名		滋賀 大阪 兵庫 奈良 和歌山 京都			岐阜 静岡 愛知 三重			富山 石川 福井			新潟 長野			茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨			宮城 山形 福島								
		予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計						
サイズ	重量	2kg以下	1		1			1			1			4			1								
		5kg以下	1		1			1			1			1			1								
60	5kg以下	1			1			1			1			1			1								
	10kg以下	1			1			1			1			1			1								
80	5kg以下	1			1			1			1			1			1								
	10kg以下	1			1			1			1			1			1								
100	10kg以下	1			1			1			1			7			4								
	15kg以下	1			1			1			1			1			1								
120	15kg以下	1			1			1			1			1			1								
	20kg以下	1			1			1			1			1			1								
140	20kg以下	1			1			1			1			4			1								
	25kg以下	1			1			1			1			1			1								
160	25kg以下	1			1			1			1			3			1								
	30kg以下	1			1			1			1			1			1								
170	25kg以下	1			1			1			1			1			1								
	30kg以下	1			1			1			1			4			1								
区分		13			14																				
着地帯		北東北			北海道																				
着地県名		青森 秋田 岩手			道内全域																				
		予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計																		
サイズ	重量	2kg以下	1		1																				
		5kg以下	1		1																				
60	5kg以下	1			1																				
	10kg以下	1			1																				
80	5kg以下	1			1																				
	10kg以下	1			1																				
100	10kg以下	1			1																				
	15kg以下	1			1																				
120	15kg以下	1			1																				
	20kg以下	1			1																				
140	20kg以下	1			1																				
	25kg以下	1			1																				
160	25kg以下	1			1																				
	30kg以下	1			1																				
170	25kg以下	1			1																				
	30kg以下	1			1																				
区分		13			14																				
着地帯		北東北			北海道																				
着地県名		青森 秋田 岩手			道内全域																				
		予定 数量	単価	計	予定 数量	単価	計																		
サイズ	重量	2kg以下	1		1																				
		5kg以下	1		1																				
80	5kg以下	1			1																				
	10kg以下	1			1																				
100	10kg以下	1			1																				
	15kg以下	1			1																				
120	15kg以下	1			1																				

## 総計

## 鹿児島地方法務局集荷場所一覧

	庁名	住所	電話番号
1	鹿児島地方法務局会計課 (請求書送付先)	〒892-8511 鹿児島市山下町13番10号 鹿児島第三地方合同庁舎3階	099-219-2112
2	鹿児島地方法務局 霧島支局	〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央3丁目42番1号	(0995) 45-0064
3	鹿児島地方法務局 知覧支局	〒897-0302 鹿児島県南九州市知覧町郡5405番地	(0993) 83-2208
4	鹿児島地方法務局 川内支局	〒895-0063 鹿児島県薩摩川内市若葉町4番24号 (川内地方合同庁舎)	(0996) 22-2300
5	鹿児島地方法務局 鹿屋支局	〒893-0064 鹿児島県鹿屋市西原4丁目5番1号 (鹿屋合同庁舎)	(0994) 43-6790
6	鹿児島地方法務局 奄美支局	〒894-0034 鹿児島県奄美市名瀬入船町23番1号	(0997) 52-0376
7	鹿児島地方法務局 種子島出張所	〒891-3101 鹿児島県西之表市西之表16314番地6 (種子島合同庁舎)	(0997) 22-0668
8	鹿児島地方法務局 南さつま出張所	〒897-0006 鹿児島県南さつま市加世田本町50番地19	(0993) 52-2561
9	鹿児島地方法務局 出水出張所	〒899-0201 鹿児島県出水市緑町36番1号	(0996) 62-0219
10	鹿児島地方法務局 曽於出張所	〒899-8102 鹿児島県曾於市大隅町岩川6491番地2 (大隅合同庁舎)	(099) 482-0047